

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港）  
運航許可申請について（４回目）

1. 日 時

令和8年2月10日（火） 10：30～10：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 事案処理職員から令和8年2月5日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請について、許可することは適当である旨答申することとした。

（注）事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。